

2014 年度（第1 回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日時：2014 年6 月13 日（金）15 時～17 時

B. 場所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 上谷宏二

委員 有馬 賢 池永博威 井上勝夫 大井清嗣 小野徹郎 柿崎正義
加藤信介 荻谷邦彦 後藤伸一 坂本 功 重村 力 鈴木秀三
仙田 満 左 知子 深尾 仁 松本光平 山本康弘（敬称略）

D. 提出資料

- 資料No.1-1 司法支援建築会議運営規程
資料No.1-2 運営委員会議事録（案）（3 月13 日）
資料No.1-3 吉野会議会長と運営委員会委員との懇談会報告
資料No.1-4 調停委員の再任推薦（大阪地裁）
資料No.1-5 「鑑定・調停実績報告書データベース」に関して最高裁民事局との打合せ
資料No.1-6 第6 回建築紛争フォーラム（近畿）案内
資料No.1-7 15 回司法支援建築会議講演会案内
資料No.1-8 紛争にならないための設計実務教科書目次案
資料No.1-9 2015 年度名誉司法会員推挙、功労者表彰、感謝状贈呈、全体会議シンポジウム次第案
資料No.1-10 司法支援建築会議会員登録申請
資料No.1-11 司法支援建築会議HP コンテンツ

E. 委員紹介

委員の自己紹介がなされた。

F. 確認事項

1. 司法支援建築会議運営規程

事務局が全文を読み上げ確認がなされた。なお、運営規程第5 条（入会）第2 項「会議の会員は原則として私的鑑定人になることはできない」の「原則として」の解釈について以下の意見が出された。

（意見）

- ① この「原則として」は、会員が私的鑑定人になることは禁じていないが、第三者（社会貢献のコミュニティー）から見てやむを得ない場合に限られるのではないか。
- ② 司法支援建築会議は裁判所に対する支援を行うのであって紛争当事者を支援するわけではない。
- ③ 会議会員の私的鑑定がないようにしないと会議本来の目的が達成できないのではないか。原則を外れるようなことがあれば会議会員が運営委員会に申し出て承認をうる。この条文

は倫理的・精神的な規程ではないのか。

③ この条文が議論された時に会員が一方では私的鑑定人、もう一方では裁判所の鑑定人となり会員間で鑑定を巡って争われたことがあった。このような事態を避けることもこの条文ができた背景にある。

2. 前回議事録案（3月13日）の確認

修正等があれば後ほど事務局にお申し出いただくことにした。

G. 報告事項

1. 吉野会議会長と運営委員会委員との懇談会報告

上谷委員長から、吉野会長より懇談会の内容（①予算配分②建築紛争にかかる論文等の発表の場の整備③建築紛争と学会基・規準のあり方）が、4月14日の理事会で報告されたとの紹介があった。関連して、事務局からそれぞれの課題についてその後の検討状況の説明が以下になされた。

① 予算配分

→吉野会長と事務局で検討する

② 建築紛争にかかる論文等の発表の場の整備

→事務局から、建築雑誌、論文集、技術報告集、大会梗概集、支部研究報告集に掲載された建築紛争関係の論文のリストの紹介がなされた。今後建築紛争関係の投稿論文数を増やすとともに、当面は大会梗概集の再分類・再々分類に「建築紛争」のキーワードを入れてもらうよう学術推進委員会にはたらきかけをすることにした。

③ 建築紛争と学会基・規準のあり方

→学会のタスクフォースとして学会基・規準のあり方検討委員会が設置されるので、その委員会に当運営委員会から委員を推薦することを依頼することにした。

2. 会議九州支部設立準備

山本委員から、福岡在住の会議会員の河村博之氏他4名の方が5月13日に九州支部設立準備発起人会を開催し、今後の活動計画、支部運営要領、事務局の設置等について検討を行ったとの報告がなされた。

3. 部会報告

(1) 支援部会

1) 調停委員の再任推薦（大阪地裁）

坂本部部长から、平成26年3月27日付け大阪地裁からの依頼により、平成26年10月1日付け任命予定の民事調停委員候補者として、会議会員の森山正和氏を再任推薦したとの報告がなされ承認した。

(2) 調査研究部会

1) 「鑑定・調停実績報告書データベース」に関して最高裁民事局との打合せ

後藤部部长から、表記のデータベースは2011年11月から学会会員限定で公開している

が、昨年12月の東京地裁研究会で裁判官から調停に関しては守秘義務があり一切外部に出してはならないことになっているとの発言があり、この件で今年3月31日に最高裁民事局と打ち合わせを行ったことに関してその内容の報告がなされた。

(意見)

- ① 報告書で所感が非常に参考になるが訴訟関係者が所感をみれば直ぐにわかる。法制度上調停事案は公開することができない。公開するにしても調停事案をかなりディフォルメする必要がある。
- ② 当支援建築会議の目的として、建築紛争事例を分析して設計者にフィードバックして、建築紛争を未然に防止することが重要である。その意味では建築学会関係者になるべく公開される必要があるのではないか。
- ③ 現在最高裁民事局でこの件を検討いただいている。その検討結果が出てから調査研究部会で再度検討する。

(2) 普及・交流部会

1) 第6回建築紛争フォーラム(近畿)企画

事務局から、9月14日に開催される表記フォーラム企画の説明がなされた。

2) 第15回司法支援建築会議講演会企画

安達部会長欠席のため、井上委員から12月8日に開催する表記講演会企画の説明がなされた。

4) 紛争にならないための設計実務教科書目次案

仙田委員から、紛争にならないための設計実務教科書の目次案の説明がなされた。また事務局から、丸善出版(株)に委託出版の依頼をしていること、同書のPRのために大会でのPRやシンポジウムや講習会を開催する予定であることの説明がなされた。

(意見)

- ① 大学の設計で教えるとなると受講者は少ないし大学院では難しいし実感が伴わない。設計事務所の若手設計者(入社5年目クラス)がちょうどよい。

H. 審議事項

1. 2015年度名誉司法会員推挙、功労者表彰、感謝状贈呈、全体会議シンポジウム開催

事務局から、2013年5月に全体会議に併せて表記の推挙式等やシンポジウムを開催したが、運営委員会では昨年は見送りとし2年に一度の開催としたとの説明がなされた。検討の結果、次回は2015年5月頃に開催することにした。

2. 司法支援建築会議会員の登録申請

事務局から、三栖邦博氏と宿里勝信氏の会議会員の申し込みについて説明がなされ、検討の申し込みを承認し6月理事会に諮ることにした。

I. 懇談事項

1. 司法支援建築会議HPの整備

事務局から、現在の当支援建築会議HPは既に10年ほど経過しており、コンテンツが増えるたびに継ぎ足しで追加してきたので、コンテンツの階層が深くなり見づらくなっているため、リニューアルの提案がなされ承認した。

次回

・2014年度第2回：2014年10月10日（金）15時～17時

以上